

県下のほかの都市に先がけて、市民が地震、暴風雨、こう水、火災…にあつたときに、災害復興住宅の建設、補修に必要な資金を貸付ける制度ができました。

この制度は、市議会3月定例会で議決された「富士市災害復興住宅建設資金の貸付に関する条例」にもとづくもので、適用になる範囲は、災害救助法の適用を受けた災害と、市長が認定した災害です。

住宅建設資金は、住宅が滅失したり

災害にあう前の価額の5割以上の損害を受けたために、13平方メートルから100平方メートル以下の住宅を新築するとき、50平方

災害復興の住宅資金に 150万円まで貸付け

メートルを限度に最高150万円まで貸付けます。

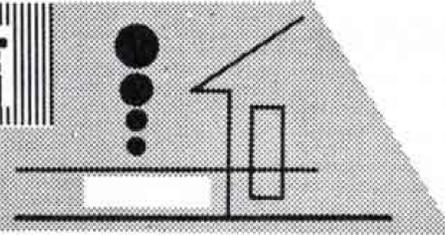
住宅補修資金は、災害にあう前の価

額の2割から5割未満の損害を受けたときに、6万円から50万円以内の金額を貸付けます。

償還方法は、住宅建設資金が貸付けの翌月から3年間すえおき、12年間元利均等半年賦償還住宅補修資金は1年間すえおき5年間の元利均等半年賦償還です。利息は年5.5%。

例えば、住宅建設資金を150万円借りますと、1年間の償還金額は18万円(月平均1万5千円弱)くらいになります。問合せは建設部管理課へ。

市政モニター提言



ゴミの集積場所を きれいに

問

定時収集のおかげで、われわれの生活環境は随分良くなりました。しかし、各町内に

定めてある集積場所があまりにも雑然としすぎ、町の美化の上からも、感じがよくありません。

そこで1つの提案ですが、所定の場所はコンクリートブロックなどで囲いをつくり、ゴミ集積場の表示板でも立てておけば、出す人も気をつけるし、見ためもよくなるのではないかと思います。

社会環境の美化にも、一工夫をしてほしいものです。(稲葉利夫)

答

現在、市内のゴミ集めは燃えるものと燃えないものの2通りに分けて行なっています。

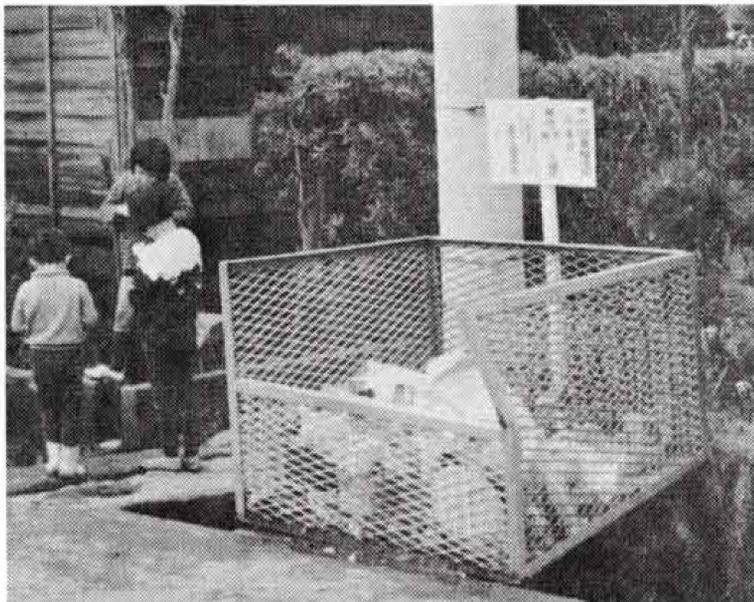
燃えるゴミの収集は、週2回の定時収集で3840カ所燃えないゴミの収集は月2回で1020カ所に集積場所を設けて行なっています。

この4860カ所の集積場所を市で管理することは困難なため、各町内で管理して

いただいております。

このため、集積場所の美化向上などの費用補助として、1戸当たり200円の環境整備奨励補助金を各町内に交付してありますので、このような施設の費用に当てていただきたいと思ひます。また、一部町内ではすでに実施しているところもあります。

なお、定時収集は決められた場所、決められた時間に集めることです。ゴミは収集日の朝8時半までに、小さなものは袋に入れ、大きなものはナワできちんと結んで出してください。収集日より前に出すと、風に飛んだり雨でぬれ、不衛生になります。お互いに注意しあつて集積場所をきれいにしよう心掛けてください。(衛生部環境整備課)



【集積場所の美化には補助金をだしています】

消費者を保護する 物価対策も

問

物価高がさげばれているにもかかわらず、富士市においては、消費者に対する保護策

など物価対策が何ひとつされていません。東京都下では、生鮮食料品は流通機構に問題があるところから、消費者団体と産地が直結して野菜などを安い値段で提供し消費者に好評をえているようです。

富士市でも消費団体が中心となつて生産農家や産地の農協と提携するなどして消費者の保護にあたつてもらいたい。市もこれを指導し援助するような姿勢を示してもらえませんか。

答

産地との直結については、東京都などで試験的に実施されていますが、品物が限定されることと、品質、規格、価格のトラブルが多いようです。また、取引の持続性に乏しいなど問題もあり、根本的な流通改善になつていません。

そこで、富士市では生鮮食料品の流通を基本的に改善するため、公設市場の開設を調査研究中です。この公設市場が実現すると価格の安定が期待されます。

なお、標準価格表示小売店の設置についても現在検討しています。

(経済部農政課)